

中間市告示第58号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号に規定する区域を次のように定める。

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、中間市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域

- 1 指定地域のうち、第1種区域（別添図面において緑色で着色した区域）、第2種区域（別添図面において黄色で着色した区域に限る。）

- 2 指定地域のうち、第2種区域（別添図面において桃色で着色した区域に限る。）であって、次に掲げる施設の周囲概ね80メートルの区域内
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - ハ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - ニ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ホ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（次の図面は省略し、当該図面は、中間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男